

## ユニフォーム等の着用基準について

令和4年4月1日 改訂

ソフトテニス競技者は競技会において、マッチ中は本連盟の公認するメーカーのユニフォームおよびシューズを着用するものとする。ただし、大会主催者が認めた場合にはこの限りではない。

### 1. ユニフォーム

ゲームシャツ又はポロシャツ、ワンピースと裾が膝より上のパンツおよびスコートとする。

※Tシャツ、ランニングシャツ、ジーンズはユニフォームとして着用できない。

### 2. シューズ

テニスコートを傷つけないテニスシューズとする。

### 3. その他

マッチ中に使用する物品については、本連盟が認める下記の範囲を超えて広告とみなされる企業名、商標等および所属名を表示してはならない。

#### (1) 製造メーカー

企業名、商標のロゴ等は26 cm<sup>2</sup>以内のものを、各製品それぞれ2箇所以内の表示とする。

ただし、シューズについては箇所の制限をしない。

#### (2) ユニフォーム広告等

##### ①スポンサー広告

スポンサーの企業名、商標のロゴ等の広告を表示する場合は1広告につき40 cm<sup>2</sup>以内とする。

##### ②登録団体名

団体名（ロゴ・校章含む）の表示については、シャツ（ワンピース含む）が1表示130 cm<sup>2</sup>以内、パンツ・スコート等は40 cm<sup>2</sup>以内とする。

※（2）については国民体育大会を除く。

※（2）の貼付等により（1）を覆い隠してはいけない。

※（2）について大会スポンサーはこの限りではない。

#### 《ウェアに関する特例》

(1) オーバーウェア及び長袖スポーツシャツ、セーター等の着用については、大会主催者が認める場合の

み事前に選手に周知することにより着用可能とするが、ゼッケンは最上衣服に貼付すること。

(2) アンダーウェア（長袖を含む）及びスパッツの着用については、単色の製品を推奨する。

## ユニフォーム等の着用基準について

令和4年4月1日 改訂

令和4年4月1日から、「ユニフォーム等の着用基準」が一部改定(改定部分は朱色)となりました。

日連の「ユニフォーム等の着用基準」をそのまま使用する。

## 【ゼッケンについて】

(公財) 日本ソフトテニス連盟の主催大会には指定のゼッケンを着用し、必ず四隅を止めること。

### 規格

・ B 5 版 白の台布に黒文字で記入 (ゴシック体 太文字で明記)

・ 上段 1 / 4 に都道府県名 (都府県の記載なし) ・ 学連

〈参考フォントサイズ = 1 2 0〉

・ 中段 2 / 4 に名前

〈参考フォントサイズ = 2 0 0〉

・ 下段 1 / 4 に所属名 (企業名・クラブ・学校名)

〈参考フォントサイズ = 1 0 0〉

※文字数が多い場合は、見やすい範囲でポイント数を調整してください

※ユニホームへのプリントは認めない

### 見本

都道府県名
姓 (苗字)
所属名